

京田辺市訪問型サービス(独自)サービスコード表(赤色は新設コード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービス11	イ 訪問型サービス費(独自) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービス11日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス12日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス13日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	-12	1月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	-1	1日につき
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	-23	1月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	-1	1日につき
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	-37	1月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	-1	1日につき
A2	D211	訪問型サービス業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	-12	1月につき
A2	D220	訪問型サービス業務継続計画未策定減算11日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	-1	1日につき
A2	D212	訪問型サービス業務継続計画未策定減算12	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	-23	1月につき
A2	D213	訪問型サービス業務継続計画未策定減算12日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	-1	1日につき
A2	D214	訪問型サービス業務継続計画未策定減算13	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	-37	1月につき
A2	D215	訪問型サービス業務継続計画未策定減算13日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	-1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業者と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分90以上の場合 所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算 所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算 200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II	(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	200	
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I)イ 所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算 I 2	(1)介護職員処遇改善加算(I)ロ 所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II 1	(2)介護職員処遇改善加算(II)イ 所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算 II 2	(2)介護職員処遇改善加算(II)ロ 所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の207/10000 加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV) 所定単位数の170/10000 加算		